

不動産登記法 登記記録の編成 管業 H30-44-4 <<#426>>

【問】 正誤をつけよ。

処分禁止の仮処分、差押え、**所有権**の買戻権の登記は、登記記録の**権利部**の乙区に記録される。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 登記記録の編成

権利部は、**甲区**及び**乙区**に区分し、**甲区**には**所有権に関する登記**の登記事項を記録するものとし、**乙区**には**所有権以外の権利に関する登記**の登記事項を記録するものとする。（不動産登記規則 4 条 4 項）

<<補講>> 登記することができる権利等

登記は、不動産の表示又は不動産についての次に掲げる権利の保存等についてする。

- 一 **所有権**
- 二 地上権
- 三 永小作権
- 四 地役権
- 五 先取特権
- 六 質権
- 七 抵当権
- 八 **賃借権**
- 九 **配偶者居住権**
- 十 採石権（採石法に規定する採石権をいう。）（不登法 3 条）

★ 借入法の対抗要件

借地 自己所有の建物①
借家 建物の引渡し